

中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年3月24日規則第9号）

最終改正:平成28年3月30日規則第10号

改正内容:平成28年3月30日規則第10号 [平成28年4月1日]

○中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年3月24日規則第9号

改正

平成17年4月1日規則第92号
平成17年8月1日規則第101号
平成20年12月15日規則第38号
平成25年3月25日規則第10号
平成28年3月30日規則第10号

中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年中津川市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第2条に規定する指定管理者の指定の申請は、指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第2条第2号に規定する法人等の経営状況を説明する書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 現年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- (2) 前年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類
- (3) 前年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類

3 条例第2条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては団体の役員名簿及び組織に関する事項を記載した書類
- (3) その他市長が指示する書類

(指定の通知)

第3条 条例第3条第1項の規定に基づき指定管理者の指定をしたときは、指定管理者指定書（様式第2号）により通知するものとする。

(協定の締結)

第4条 条例第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けた者は、次の各号に掲げる事項を定めた協定を締結しなければならない。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- (7) 施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
- (8) その他必要と認める事項

(指定の取消し等)

第5条 条例第6条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消したときは、指定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 条例第6条第1項の規定による管理業務の全部又は一部の停止命令は、業務停止命令書（様式第4号）によるものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第92号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年8月1日規則第101号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月15日規則第38号）

この規則は、平成20年12月15日から施行する。

附 則（平成25年 3月25日規則第10号）

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則（平成28年 3月30日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 市長又はその補助機関の処分その他公権力の行使に当たる行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前に、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定によってされた市長若しくはその補助機関の処分その他公権力の行使に当たる行為又はこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定によってされた申請等に係る市長若しくはその補助機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 2 条関係）

（施設名）指定管理者指定申請書

年 月 日

中津川市長

申請者所在地

団体名

代表者氏名

㊦

担当者名

電話

メールアドレス

（後日選定委員会の連絡等に使用するため必須事項）

中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により、 の指定管理者の指定を受けたいので、次の書類を添付して申請します。

なお、この指定申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 施設の管理に係る事業計画書
- 2 施設の管理に係る収支予算書
- 3 管理運営費明細書（ 年度～ 年度まで各年度 1 部ずつ）
- 4 応募団体概要調書
- 5 当該団体の定款又は寄附行為（法人以外の団体は、これらに相当する書類）
- 6 法人は、当該法人の登記事項証明書
- 7 応募団体の直近の事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに直近の決算報告書
- 8 設立趣旨、事業内容のパンフレット等応募団体の概要が分かるもの
- 9 納税証明書（完納証明書）の写し
○法人は、国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納税額が無い証明用）
○本店（権限を委任する場合は委任先）の所在地における、市町村税の完納証明書
*完納証明書が発行されない自治体の場合は、（法人）市民税及び固定資産税の完納証明書（直前 1 年分）を添付してください。
- 10 その他の団体は役員の名簿及び履歴書
- 11 委任状（指定管理の権限を支店等の長に委任する場合）
- 12 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

指 定 管 理 者 指 定 書

第 号
年 月 日

様

中津川市長 印

年 月 日付の下記施設の指定管理者の申請については、中津川市公
の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、指定しま
す。

記

施設名

指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第 3 号（第 5 条関係）

指 定 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

様

中津川市長 印

中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、第 号による下記の施設の指定を取り消すことを通知します。

記

施設名

取消年月日 年 月 日

取消の理由

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、中津川市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において中津川市を代表する者は、 です。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第5条関係）

業 務 停 止 命 令 書

第 号
年 月 日

様

中津川市長 印

中津川市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、第 号による指定のうち、下記のとおり業務の停止を命令します。

記

停止対象施設名

停止対象業務

停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

業務停止命令の理由

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、中津川市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において中津川市を代表する者は、 です。

ただし、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。